平成２３年（フ）第１２９号
釧路市知人町６番３号
債務者　加藤　剛志
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡普代村第18地割字土取場11番地55
債務者　二又　幸夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第９号
岩手県下閉伊郡普代村第18地割字土取場11番地55
債務者　二又かつ子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第４３号
群馬県太田市宝町80番地２
債務者　髙野　正人
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目28番10号エメラルド西難波303号、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番19号
債務者　菊池　　学
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００４号
埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―709号
債務者　鈴木　秀人
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００５号
埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―709号
債務者　鈴木　昭代
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０８号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町５―５―105、住民票上の住所兵庫県西宮市六軒町11番27―201号
債務者　ぱっぷＨＯＵＳＥ阪神御影こと　五十嵐富夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤星　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５号
秋田県横手市十文字町字大道東72番地
債務者　佐藤　　厚
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１１号
岩手県陸前高田市気仙町字古谷２番地１
債務者　菅野　匡子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２１号
岩手県一関市赤荻字亀田175番地２
債務者　千葉　軍二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１４号
宮城県登米市南方町畑岡４番地１
債務者　浅野賀代子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町佐沼字新大東156番地３　浅野アパート
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４８２号
埼玉県桶川市大字坂田1452番地の２　コーポスガヌマ103号
債務者　藤本　道代
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
さいたま市見沼区大字東宮下431番地３、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1665番地20
債務者　関谷　美和
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
さいたま市南区南浦和３丁目11番７号　コテージ102
債務者　伊藤　正幸
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
さいたま市大宮区浅間町１丁目12番地２、住民票上の住所さいたま市北区日進町２丁目1125番地８　ガーデンシティ大宮日進108
債務者　岩田　　亮
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係